

# 高等学校遠距離通学費補助金について

## 1 補助の対象

利用公共交通機関の1か月分の定期券購入費の合計額が15,000円を超える生徒で、次のいずれかに該当する生徒。(※3か月及び6か月分の定期券購入費ではありません。)

○ 授業料の減免を受けている生徒

静岡県立高等学校授業料等徴収規則（昭和47年静岡県教育委員会規則第10号）に基づき、授業料の減免を受けている生徒とする。

○ 授業料の減免を受けている生徒に準ずる生徒

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護を受けている者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない者に限る。）
- (2) 里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者
- (3) 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者
- (4) 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町村民税の均等割のみを納付している者
- (5) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）第2条第2号に規定する基準に該当する者（※）
- (6) その他知事が特に認める者

○ 知事が必要と認める書類について

- (1) 生活保護受給者証明書
- (2) 施設長の入所証明書又は児童相談所の発行する措置を受けていることを証明する書類
- (3) 市町教育委員会の発行する就学援助受給証明書又は決定通知書
- (4) 市町長の課税証明書又は納税通知書（写）
- (5) その他知事が特に認める証明書類等

（高等学校遠距離通学費補助金実施要領より抜粋）

※静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）第2条第2号に規定する基準に該当する者とは

通学費を負担する保護者等の当該年度分（前年分）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（保護者等が2人以上いるときは、それぞれの道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、いずれも85,500円未満である者）を指します。

## 2 補助率

利用公共交通機関ごとの1か月分の定期券購入費の合計額から15,000円を控除して得た額に、通学延べ月数を乗じて得た額の2分の1以内

※各学年の8月分と最終学年の3月分は除く。

(例：伊豆高原駅から通学する3年生の場合)

通学区間	1箇月定期券購入経費	基準額	月額超過金額	月数	算出(半期毎)	申請額
伊豆高原 ～ 伊豆長岡	32,140	15,000	17,140	5	$17,140 \times 5 \times 1/2$ $= 42,850 \rightarrow 42,000$ ※1,000円未満切り捨て	84,000
				5		

## 3 提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 通学計画書
- (3) 知事が必要と認める書類
- (4) 当該利用交通機関の定期券の写し

※当該年度の4月1日又は4月最初の登校日に購入したもの

4月1日が日曜日(土曜日)の場合、4月2日(3日)でも可能